

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 23-関東194- 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成25年 8 月28日

【会社名】 株式会社清水銀行

【英訳名】 THE SHIMIZU BANK,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 豊島 勝一郎

【本店の所在の場所】 静岡県静岡市清水区富士見町 2 番 1 号

【電話番号】 054(353局)5162番

【事務連絡者氏名】 執行役員総合統括部長 藪崎 文敏

【最寄りの連絡場所】 株式会社清水銀行東京事務所
東京都中央区日本橋 2 丁目 8 番 6 号

【電話番号】 03(3246局)1855番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 久保田 倫生

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成23年12月16日
効力発生日	平成23年12月26日
有効期限	平成25年12月25日
発行登録番号	23-関東194
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 20,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）		なし （なし）	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 20,000百万円
（20,000百万円）

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社清水銀行東京支店
(東京都中央区日本橋2丁目8番6号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社清水銀行第2回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	1 平成25年9月4日の翌日から平成30年9月4日まで 年0.88％ 2 平成30年9月4日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第2項の規定に基づき定められる ロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライプーに 1.89％を加算したもとする。
利払日	毎年3月4日および9月4日
利息支払の方法	1 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日（別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定義する償還期日をいう。ただし、期限前償還される場合については期限前償還しようとする日（以下、「期限前償還期日」という。））までこれを付し、平成26年3月4日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月および9月の各4日（第1回の利息支払期日を含み、以下、「利息支払期日」という。）にその日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 (2) 利息支払期日が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払を前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本項第(1)号の規定にかかわらず、平成30年9月4日の翌日以降の本社債の利息を計算するときは、各社債権者が当該利息支払期日において各口座管理機関（別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程に定める口座管理機関をいう。）に保有する各社債の金額の総額に別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される利率を乗じて得られる金額に本欄第2項で定義する当該利息計算期間の実日数を分子とし360を分母とする分数を乗じることによりこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 (4) 償還期日後（ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日後。）は本社債には利息を付さない。 (5) 本社債の利息の支払については、本項のほか別記（注）6に定める劣後特約に従う。

	<p>2 各利息計算期間の適用利率の決定</p> <p>(1) 別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される本社債の利率は、利息支払期日の翌日から次回の利息支払期日までの各期間を利息計算期間とし、各利息計算期間の開始直前の利息支払期日の2日前（ロンドンにおける銀行休業日はこれに算入しない、以下、「利率基準日」という。）のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁（円預金の英国銀行協会利息決済レートを表示するロイターの3750頁またはその承継頁をいい、以下、「ロイター3750頁」という。）に表示されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金のオフワード・レート（小数点以下第5位を四捨五入する。以下、「6ヶ月ユーロ円ライボー」という。）に1.89%を加算したものとし、各利率基準日の翌日（東京における銀行休業日にあたる場合は、その翌銀行営業日、以下、「利率決定日」という。）に当行がこれを決定する。</p> <p>(2) 利率基準日に、6ヶ月ユーロ円ライボーがロイター3750頁に表示されない場合もしくはロイター3750頁が利用不能となった場合には、当行は利率決定日にすべての利率照会銀行（その利率基準日の前日（当該日がロンドンにおける銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日。）のロンドン時間午前11時現在のレートとしてロイター3750頁に表示された6ヶ月ユーロ円ライボーを算出するために、そのレートを提供し、それが使用された銀行をいい、以下、「利率照会銀行」という。）の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前11時現在の6ヶ月ユーロ円ライボーの提示を求め、その平均値（上位および下位各2つを除き、算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。）を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーとする。</p> <p>(3) 本項第(2)号の場合で、当行に6ヶ月ユーロ円ライボーを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーは、当該利率照会銀行の6ヶ月ユーロ円ライボーの平均値（算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。）とする。</p> <p>(4) 本項第(2)号の場合で、当行に6ヶ月ユーロ円ライボーを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当行は当行が指定する東京における主要銀行4行に対し、利率決定日の日本時間午前11時現在の期間6ヶ月の対銀行円建貸出金利の提示を求め、その平均値（算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。）を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーとする。ただし、当該銀行のいずれかがかかる貸出金利を提示しなかった場合には、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーは、当該利率基準日が属する利息計算期間に使用された6ヶ月ユーロ円ライボーと同率とする。</p> <p>(5) 当行および別記（注）4に定める財務代理人は、各利息計算期間の開始日から5日以内（利息計算期間の開始日を含み、東京における銀行休業日はこれに算入しない。）に、上記により決定された本社債の利率を各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>3 利息の支払場所 別記「（注）12 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成35年9月4日

償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、平成35年9月4日（以下、「償還期日」という。）にその総額を償還する。 (2) 本社債の元金は、その全部を金融庁の事前承認を得たうえで、平成30年9月4日以降に到来するいずれかの利息支払期日に、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができる。 (3) 本社債を期限前償還しようとする場合、当行は期限前償還期日より前の25日以上60日以内に必要な事項を別記（注）7に定める公告もしくはその他の方法により社債権者に通知する。 (4) 償還期日（ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日。）が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払を前銀行営業日に繰り上げる。 (5) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、金融庁の事前承認を得たうえで、別記「振替機関」欄の振替機関が別途定める場合を除き、これを行うことができる。 (6) 本社債の償還については、本項のほか、別記（注）6に定める劣後特約に従う。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「（注）12 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年8月28日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成25年9月4日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本社債には、財務上の特約は付されていない。

（注）1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当行は株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」という。）からA-（シングルAマイナス）の信用格付を平成25年8月28日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ

（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付情報」の「当月格付」（http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php）に掲載されている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03 - 3544 - 7013

2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づきその全部について社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

会社法第702条ただし書に基づき、本社債には社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4 財務代理人、発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

5 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債には、期限の利益喪失に関する特約は付されていない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

6 劣後特約

- (1) 本社債の償還および利息の支払は、当行につき破産手続開始、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続開始の決定があり、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権および本（注）6（1） ないし と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本（注）6（1） を除き本（注）6（1）と実質的に同じ条件を付された債権は、本（注）6（1） ないし と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権および本（注）6（1） ないし と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本（注）6（1） を除き本（注）6（1）と実質的に同じ条件を付された債権は、本（注）6（1） ないし と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に遡って従前の効力に復する。

(停止条件)

当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権および本（注）6（1） ないし と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本（注）6（1） を除き本（注）6（1）と実質的に同じ条件を付された債権は、本（注）6（1） ないし と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本（注）6（1） ないし に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本（注）6（1） ないし に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上かかる条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

（2）上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当行に対し、本社債に基づく債権および本（注）6（1） ないし と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本（注）6（1） を除き本（注）6（1）と実質的に同じ条件を付された債権は、本（注）6（1） ないし と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く債権を有するすべての者をいう。

（3）劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本（注）6（1） ないし に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当行に返還する。

（4）相殺禁止

当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。）、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本（注）6（1） ないし にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、社債権者は、当行に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

（5）本（注）6（1）の規定により、当行について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

7 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当行の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当行定款所定の新聞紙並びに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）によりこれを行う。

8 社債要項の公示

当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

9 社債要項の変更

（1）本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4を除く。）の変更は、本（注）6（2）の規定に反しない範囲で、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の許可を受けなければ、その効力を生じない。

（2）裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

10 社債権者集会に関する事項

（1）本社債および本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する「種類」をいう。）の社債（以下、「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）7に定める方法により公告する。

（2）本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当行が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を当行に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当行に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

11 費用の負担

以下に定める費用は当行の負担とする。

- (1) 本(注)7に定める公告に関する費用
- (2) 本(注)10に定める社債権者集会に関する費用

12 元利金の支払

本社債の元利金の支払は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,500	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,700	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	300	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	300	
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号	200	
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	65	9,935

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額9,935百万円は、平成25年9月末までに長期的投資資金および一般運転資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第138期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月21日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第139期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月5日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年8月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月26日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成25年8月28日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（平成25年8月28日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社清水銀行本店

（静岡県静岡市清水区富士見町2番1号）

株式会社清水銀行東京支店

（東京都中央区日本橋2丁目8番6号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。